

(整理番号 526)

大阪地方最低賃金審議会

令和5年度第2回大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和5年8月30日(水)
午前10時29分から午後0時57分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

公 益を代表する委員	2 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	2 名

4 議 事

大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。

- ・ 労働者代表委員からは、特定最低賃金は基幹的労働者を守るものであり、地賃の役割とは異なり、地域別最低賃金との優位性は必要。同業種で働く未組織労働者のための議論の場である等の理由から改正決定の必要性有りとする主張があった。
- ・ 使用者代表委員からは、消費者物価指数の上昇以上に地域別最低賃金が上昇し、高卒初任給と変わらない水準となっている。中小企業の支払能力が地域別最低賃金の上げ幅に追い付いておらず企業の体力に合わせるべき。また、働き方の多様化から賃金以外を重視する時代に来ている等の理由から改正決定の必要性無しとする主張があった。

全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き改正決定の必要性に係る審議を進める旨労使双方にて

確認され、審議は終了した。